

加古川市企業立地促進奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市域内における企業立地を促進するため必要な奨励措置を講じ、本市産業構造の多様化及び高度化の推進を図り、もって市勢の発展と市民生活の向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 工場、試験研究施設、流通関連施設及び情報通信産業施設をいう。ただし、倉庫、資材置場、駐車場その他附帯施設のみを設置する場合を除く。
- (2) 工場 製造業（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類Eに該当する事業をいう。）の用に供する施設のうち、継続的に物品等を製造、加工等を行うための施設をいう。
- (3) 試験研究施設 製造業の用に供する施設のうち、工業製品等の新製品の開発又は新規事業分野開拓のための試験、研究を行う施設をいう。
- (4) 流通関連施設 道路貨物運送業、倉庫業又は運輸に附帯するサービス業（日本標準産業分類に掲げる大分類Hの中分類番号44、47及び48に該当する事業をいう。）を行うための施設をいう。
- (5) 情報通信産業施設 情報サービス業（日本標準産業分類に掲げる大分類Gの中分類番号39に該当する事業をいう。）を行うための施設をいう。
- (6) 工業系用途地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域、工業地域又は準工業地域に該当する地域をいう。
- (7) 新設 市内に事業所を有しない者が、本市域内の工業系用途地域に事業所を新築若しくは購入により設けること、又は市内に事業所を有する者が、既存の事業所とは別に本市域内の工業系用途地域に事業所を新築若しくは購入により設けることをいう。
- (8) 移設 市内に事業所を有する者が、既存の事業所を廃止し、本市域内の工業系用途地域内の他の場所に移転することをいう。
- (9) 事業者 事業所の新設又は移設（以下「設置」という。）を行う者をいう。

(10) 中小企業 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 号に定める中小企業者をいう。

(11) 投下固定資産額 事業所の操業開始の日まで（5 年以内）に当該事業所の設置に要した費用のうち土地（市域内の工業系用途地域に限る。）、建物及び機械設備の取得費の合計額をいう。

（法令、条例又は規則との関係）

第 3 条 奨励金の交付に関しては、法令、条例又は規則に特別の定めのあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

（指定の申請）

第 4 条 第 7 条の奨励措置を受けようとする事業者は、要領で定めるところにより、別表 1 に掲げる書類を添付の上、市長に申請しなければならない。

（申請の基準）

第 5 条 前条の申請をしようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、次の各号に掲げる基準に適合していなければならない。

- (1) 事業所の設置が本市における工業系用途地域で行われること。
- (2) 申請に係る事業所（以下「対象事業所」という。）への投下固定資産額（市内に事業所を有する会社等が、公共事業の施行に伴いその損失の補償を受けて対象事業所に係る建物を除却する場合において、当該投下固定資産額から当該補償として当該公共事業を施行する者から支払われる額を控除した額）が 5 億円（中小企業にあつては 5,000 万円。ただし、新製品の開発又は製造を目的とする中小企業にあつては 3,000 万円）以上であること。
- (3) 法令等に定める公害の発生防止のための適正な措置がなされていること。

（指定事業者の決定）

第 6 条 市長は、第 4 条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、第 1 条の目的を達成するため適当と認められる事業者を指定事業者として決定する。

2 市長は、指定を行う場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 奨励金の交付は、当該奨励金に係る歳出予算の成立が前提であること。
- (2) 対象事業所の操業開始日から起算して 10 年を経過する日までの間に対象事業所を休止し、又は廃止しないこと。
- (3) その他市長が必要と認める事項。

(奨励措置)

第7条 市長は、前条の規定により決定した指定事業者に対し、要領で定める申請に基づき、奨励措置を行うことができる。

2 対象事業所が操業を開始した日以後において、対象事業所に対して、土地、建物及び償却資産に係る固定資産税が共に賦課される年度から3年度間における各年度の土地、建物及び償却資産に係る固定資産税相当額の2分の1に相当する奨励金（当該額が5,000万円を超える場合は5,000万円、中小企業にあつては当該額が3,000万円を超える場合は、3,000万円。移設の場合にあつては、移設により事業の用に供しないこととなった建物及び償却資産又は移設により既存の事業所から新たな事業所に移転された償却資産に賦課されていた固定資産税相当額を控除した額。千円未満切捨て。）を交付すること。

3 前項における固定資産税相当額の算定は、対象事業所に係る土地、建物及び償却資産について、地方税法第20条の4の2第1項、第3項及び同法第350条の規定を準用する。

4 奨励金の交付を受けることができる期間は、操業開始日以後、対象事業所に対して、土地、建物及び償却資産に係る固定資産税が共に賦課される年度の翌年度から起算して3年度を経過するまでの期間とする。ただし、本奨励金の交付決定は、各年度の固定資産税の納付額に対して行うため、年度毎に奨励金交付申請書の審査を行う。

(奨励金の交付申請)

第8条 奨励金の交付申請をしようとする指定事業者は、要領で定めるところにより、別表2に掲げる書類を添付の上、市長に申請しなければならない。

2 奨励金の交付申請は、各年度の開始時点から6ヶ月以内に市長に申請することとする。

(奨励金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定を行う場合において、必要な条件を付することができる。

(奨励金の請求)

第10条 前条の規定により交付決定を受けた指定事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、要領で定めるところにより、市長に奨励金の請求を行わなければならない。

(届出)

第11条 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、遅滞なくその旨を要領で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- (1) 対象事業所の設置に係る計画を変更したとき。
- (2) 対象事業所の設置に係る工事に着手したとき及び当該工事が完成したとき。
- (3) 対象事業所が操業を開始したとき。

(報告の徴収等)

第12条 市長は、必要があると認められるときは、指定事業者に対し、質問し、報告を求め、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

- 2 指定事業者は、市長が検査等をするときには、これに従わなければならない。
- 3 指定事業者は、対象事業所の操業開始日から起算して10年を経過する日までの間、各決算年度の経営状況について、市長に報告しなければならない。

(事業の休止等の届出)

第13条 指定事業者は、対象事業所の操業開始日から起算して10年を経過する日までの間に対象事業所を休止し、又は廃止したときは、その事実が生じた日から10日以内に、要領で定めるところにより、その旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定等の取消し)

第14条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、指定を取り消し、又は奨励金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により指定事業者の指定を受け、又は奨励金の交付決定若しくは交付を受けたとき。
- (2) 指定又は奨励金交付決定に関して付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (3) 第5条第2号及び第3号に規定する申請の基準を満たさないとき。
- (4) 市税を滞納したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が奨励金を交付することが著しく不適當であると認めるとき。

2 市長は第1項の規定による取消しをしたときは、速やかにその旨の理由を付して、要領で定めるところにより、指定事業者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により指定又は奨励金の交付の決定を取り消した場合において、奨励措置を行わず、又はその取消しに係る奨励金が既に交付されているときは、期限を定めてその全額の返還を命じなければならない。

2 前項の規定に関わらず、第6条第2項第2号に掲げる条件に違反した取消しにかかる返還金は、10年から操業開始日の属する年度から対象事業所が休止又は廃止する前年度までの年数を減じた年数を10年で除した数に、交付済奨励金を乗じた金額とする。

3 前2項に規定する返還の命令は、要領で定めるところにより行うものとする。

(延滞金)

第16条 指定事業者は、前条の規定により奨励金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）を市に納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(指定の承継等)

第17条 指定事業者に相続、譲渡、合併等の理由により変更が生じたときは、当該事業が継続される場合に限り、事業の承継者は、要領で定めるところにより、市長にその旨を届け出て引き続き指定を受けることができる。ただし、当該事業所に係る奨励金の交付を既に受けている場合は、奨励金の交付期間は通算で3年度間を限度とする。

(指示事項の遵守)

第18条 指定事業者は、市長が事業報告を求める等奨励措置の適用に関して指示をしたときは、これに従わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年12月18日から施行する。

(有効期間)

2 この要綱は、当事業の目的が達成されたときをもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行日前に行われた指定事業者の決定については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行日前に指定事業者の指定の申請を行ったものの補助金については、なお従前の例による。

別表1 (第4条関係)

指定事業者 申請書 添付書類	<ul style="list-style-type: none">・事業計画書・公害防止計画書・法人登記簿謄本又は住民票の写し・定款又はこれに類するもの・暴力団排除に関する誓約書
----------------------	--

別表 2 (第 8 条関係)

奨励金 申請書 添付書類	<ul style="list-style-type: none">・ 事業所概要説明書 (対象事業所の概要が分かる資料等)・ 指定事業者決定通知書の写し・ 投下固定資産額を証する書類 (用地売買契約書、工事請負契約書、償却資産明細書等)・ 交付申請の対象期間における各年度の固定資産税の税額がわかる書類 (固定資産税課税明細書等)・ 交付申請の対象期間における各年度の固定資産税の納付額がわかる書類 (納付額が記載された領収書等)・ 市税確認承諾書・ その他市長が必要と認める書類
--------------------	---